

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	共通	秘密保持について	従業者に対して正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者から誓約書を徴収するなど必要な措置を講ずること。	可茂県事務所
2	共通	勤務体制の確保について	原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、勤務内容、常勤・非常勤の別、併設事業所等との兼務の関係を明確にすること。	可茂県事務所
3	共通	運営規程について	運営規程に苦情を処理するために講ずる措置の概要を設けること。	可茂県事務所
4	訪問介護	勤務体制の確保について	訪問介護事業所と法人内の住宅型有料老人ホームの勤務を明確に区分して、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を記載した勤務表により運用すること。	可茂県事務所
5	訪問介護	勤務体制の確保について	管理者は常勤専従であるところ、同一法人内有料老人ホームとの兼務が認められたため、適切な配置とすること。 (ただし、管理業務に支障がないと認められる範囲内で同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する事業所の職務を行うことは認められる。)	可茂県事務所
6	訪問看護	サービス提供体制強化加算について	サービス提供体制強化加算について、看護師等ごとの研修計画が作成されていないため、すべての看護師等に対し、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期を定めた研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施すること。	可茂県事務所
7	通所介護	運営規程について	運営規程におけるサービス提供時間について提供実態を踏まえ、適切な時間設定となるよう見直しを行うこと。	可茂県事務所
8	通所介護	事業所規模区分について	通所介護費における所要時間の区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされており、単に当日の利用者・家族都合で通常的时间を超えて事業所にいる場合は、サービスが提供されているとは認められないため、適切な所定時間区分による算定を行うこと。また、恒常的に提供時間の変更がある場合は、通所介護計画を変更すること。	可茂県事務所
9	通所リハビリテーション	事業所規模区分について	通所リハビリテーション費における事業所規模の区分について、異なる区分で算定されていたため、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月あたりの平均利用延人員数を算出し、事業所規模の区分の確認を行った上で、適切に算定を行うこと。	可茂県事務所
10	通所リハビリテーション	個別サービス計画について	通所リハビリテーション計画について、サービス提供開始日を超えて利用者からの同意を得ている事例があったため、計画の同意を得た上でサービスを実施すること。	可茂県事務所

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
11	通所リハビリテーション	中重度者ケア体制加算について	中重度者ケア体制加算について、前年度（3月を除く。）又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合の記録が認められなかったため、遡って確認を行い、区分が異なる場合は県へ変更の届出を行うこと。	可茂県事務所
12	通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算について	サービス提供体制強化加算（I）について、介護福祉士又は勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合の計算記録が認められなかったため、遡って確認を行い、区分が異なる場合は県へ変更の届出を行うこと。	可茂県事務所
13	福祉用具貸与	勤務体制の確保について	管理者と福祉用具専門相談員との兼務関係を勤務表上明確にすること。	可茂県事務所
14	特定福祉用具販売	勤務体制の確保について	管理者と福祉用具専門相談員との兼務関係を勤務表上明確にすること。	可茂県事務所
15	介護老人福祉施設	運営規程について	運営規程に身体的拘束等を行う際の手続きを設けること。	可茂県事務所
16	介護老人保健施設	運営規程について	運営規程に身体的拘束等を行う際の手続きを設けること。	可茂県事務所
17	介護老人保健施設	介護保険施設サービス費について	介護保険施設サービス費の区分について、在宅復帰率や従業者の配置割合等計算されていない項目が認められたため、遡って確認を行い、区分が異なる場合は県へ変更の届出を行うこと。	可茂県事務所
18	介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算について	サービス提供体制強化加算（I）について、介護福祉士又は勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合の計算記録が認められなかったため、遡って確認を行い、区分が異なる場合は県へ変更の届出を行うこと。	可茂県事務所